

# 保険金・給付金請求のための用語集

あ行	受取人（請求権者）	うけとり （せいきゆうけんじや）	保険金・給付金などを受け取る権利のある人のことです。 死亡保険金の受取人はご契約者が指定し、保険証券に表示されます。
か行	契約者	けいやくしゃ	当社と保険契約を結び、ご契約上のいろいろな権利（契約内容変更などの請求権）と義務（保険料支払義務）を持つ人のことです。
	契約（日）	けいやく（び）	通常は責任開始の日（契約の途中に、復活・増額・特約中途付加が行なわれた場合は、その効力発生日）をいい、保険期間などの計算の基準日となります。ただし、保険料の払込方法などにより契約日と責任開始期が異なる場合があります。
さ行	三大疾病入院一時金	さんだいつぱいにゆうい んいちじきん	被保険者ががん、急性心筋梗塞、脳卒中で入院を開始したときにお支払いするお金のことです。（三大疾病入院一時金特約の付加が必須）
	失効	しつこう	猶予期間を過ぎても保険料のお払込みがなく、保険の効力が失われることです。
	主契約 特約・特約	しゅけいやく とくそく・とくやく	生命保険のベースとなる部分で、約款のうち普通保険約款に記載されているご契約内容を主契約といいます。 特約は普通保険約款に、特約は普通保険約款とは別に記載されています。 特約・特約は主契約の保障内容をさらに充実させることなどを目的に、主契約に付加するものです。
	手術給付金	しゅじゆつぎゆうふきん	被保険者が手術されたときにお支払いするお金のことです。
	責任開始期（日）	せきにんかいしき（び）	ご契約の保障が開始される時期を責任開始期といい、その責任開始期の属する日を責任開始日といいます。契約の途中に、復活・増額・特約中途付加が行なわれた場合は、その効力発生日が責任開始日となります。
	先進医療給付金	せんしんいりようぎゆうふ きん	被保険者が先進医療をうけたときにお支払いするお金のことです。 （先進医療特約の付加が必須）
	増額	ぞうがく	現在加入しているご契約の保障額を増やすことです。
た行	通院給付金	つういんぎゆうふきん	被保険者が退院後に通院されたときにお支払いするお金のことです。 （通院特約の付加が必須）
	特定部位・指定疾病 不担保法	とくていぶい・していしつ ぱいふたんぽほう	お身体の特定の部位や、指定された疾病の治療を目的とした入院・手術・通院などを保障の対象外とすることを条件にした契約です。
	特約中途付加	とくやくちゆうとふか	現在加入している主契約に対して、途中から特約を付加することです。
な行	入院一時金	にゆういんいちじきん	被保険者が入院を開始されたときにお支払いするお金のことです。 （入院一時金特約の付加が必須）
	入院給付金	にゆういんぎゆうふきん	被保険者が入院されたときにお支払いするお金のことです。
は行	被保険者	ひほけんしゃ	生命保険の対象として保険がつけられている人のことです。
	復活	ふっかつ	契約を有効な状態にもどすことです。この場合、ご契約の責任開始日は復活した日となります。
	保険金	ほけんきん	被保険者が死亡された場合などにお支払いするお金のことです。
	保険証券	ほけんしょうけん	ご契約の入院給付金日額や保険期間、契約日、責任開始日などのご契約内容を具体的に記載した書類です。
	保険料払込免除	ほけんりょうはらいこみめ んじよ	被保険者ががん、急性心筋梗塞、脳卒中中の特定疾病などに罹患し、所定の事由に該当したときに、保険料の払込を免除することです。（特定疾病の場合は特約の付加が必須）